

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月、48年3月、49年4月及び同年5月、54年1月、56年12月から58年8月までの期間、平成4年9月から5年3月までの期間及び6年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月  
② 昭和48年3月  
③ 昭和49年4月及び同年5月  
④ 昭和54年1月  
⑤ 昭和56年12月から58年8月まで  
⑥ 平成4年9月から5年3月まで  
⑦ 平成6年4月から同年10月まで

申立期間①、②、③、④及び⑤については、昭和58年6月にA国から帰国し、B区に健康保険の加入手続に行った際、窓口担当者に、「国民年金保険料をまとめて支払うと安くなりますよ。」と言われ、数万円の国民年金保険料を納付したことを覚えている。

申立期間⑥及び⑦については、C社に再就職した際、経理担当者が加入手続をし、10数万円の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

いずれも強制加入期間であり、保険料を納めたことは間違いないので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の第3号被保険者又は法定免除に係る届出処理の状況から、申立人は、B区において平成元年2月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料は時効により納付することができない上、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日

が記入されているとともに、「B区」の押印が確認できるが、当該記録の記載は、押印の状況等から、平成元年1月26日以降に、B区においてまとめて記入されたものであることが推認できる。

さらに、申立人は、「A国から帰国した昭和58年6月頃に、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料数万円をまとめて納付した。」と主張しているが、同年同月時点において、申立期間①、②、③及び④の保険料は時効により納付することができない上、納付したとする金額は当時の保険料額と符合しない。

このほか、申立人が当該期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間⑥及び⑦について、「C社に平成6年11月に再就職したときに、同社の経理担当者に国民年金の加入手続をしてもらい、それ以降、保険料を納めてもらった。」と主張しているが、同担当者は、「自分が申立人の国民年金の加入手続を行ったことはない。会社が従業員の国民年金の加入手続を行っていたことはない。」と証言している上、当該事業所の別の元従業員も、「同社において従業員の国民年金の手続をしていたということは聞いたことがない。」と証言している。

また、申立人が申立期間⑥及び⑦において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月

申立期間は厚生年金保険から国民年金への切替えの月であり、加入手続は自分で行ったと思う。強制加入期間のはずなのに、年金記録が抜けていることは納得できない。また、国民年金手帳において、自分の手帳記号番号が誤って押印されている部分があり、資格取得日についても誤って記入されてしまったのではないかと推測している。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月20日にA市へ一括払い出されたうちのひとつであることが確認できるところ、申立人の前後の任意加入者の資格取得日の状況から、申立人は同年同月頃に加入手続を行ったことが推認でき、このほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳において、国民年金の被保険者資格取得日は昭和47年6月1日と記入されている上、同市における国民健康保険の被保険者資格取得日も同日とされていることから、同市において同日を資格取得日とする手続が行われたものと推認でき、申立人は、資格取得以前の申立期間の保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、加入手続に関する記憶が明確でなく、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から同年 12 月までの期間、56 年 2 月から 58 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 12 月までの期間、59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 9 月から 63 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から同年 12 月まで  
② 昭和 56 年 2 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで  
⑤ 昭和 62 年 9 月から 63 年 9 月まで

昭和 57 年の 7 月か 8 月頃に A 市役所国民年金課の女性から電話があり、「将来年金をもらうときに、未納期間があると年金額が少なくなるので、今からでも未納期間の保険料を納めておいた方が良い。」と言われ、国民年金の手続をして、保険料を支払った記憶がある。

それにもかかわらず申立期間が保険料未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 7 月か 8 月頃に A 市役所から電話があり、国民年金の加入手続をして保険料を支払った記憶がある。」と供述している。

しかしながら、A 市の職権適用者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 3 月に職権適用により払い出され、59 年 1 月 8 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、申立期間①、②及び③については、オンライン記録によると、平成 20 年 10 月 14 日に厚生年金保険の被保険者記録の統合に伴う国民年金加入期間の記録訂正により発生した未納期間であり、当該記録追加訂正処理時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから当該期間に係る納付書は発行されておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間④及び⑤について、申立人は、国民年金保険料の納付方法

に関する記憶は明確ではない上、申立期間に納付したとする国民年金保険料額について、「月1万円ちょっとぐらい」と供述しているが、保険料月額が1万円を超えたのは平成5年4月から（10,500円）であり、当該期間の保険料額とは金額が大きく異なる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成5年10月以降において数回に分けて未納期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該過年度納付を申立期間に係る保険料納付と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記・家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。